

許可證號：第 03404007362 号

陸議路藥物收集量數據許可證

住新  
氏名

広島県広島市西区南郷西六丁目1番2号  
株式会社 廣達開発公社  
代表取締役 小杉 友則

優良

消費者の必需品や娯楽に関する出版物、第12巻1頁の許可を受けた者であり、を記す。

店島果海華

湯 嘯 英 遠



西暦の年月日      平成21年    3月    22日  
 西暦の西暦年月日    平成28年    3月    21日

### 1. 事務の整理

### 專業知識

【附錄六】保管計畫表(表1)

车建良和孙心相留

油、酸、汚泥、腐敗物、灰、ホコリ、塵、プラスチック類、紙屑等、水質を悪化せず、阻害特性低き、  
おとくす、金属屑、ガラス屑、コンクリート屑（工作物の破損、製造工程の破損に伴って生じたものと  
別）、陶磁器片、電子部品及びびん（これらから有害物質が漏れ出す）など配管経路、設備機械の腐  
蝕、結核の発生は、排水系へ、廃棄物に接し右結合で有害な成分が流出、廃プラタンク、汚染等  
種別、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを指す。以下略

## 2. 研究内容

行うべき倫理的な種類、預託のための保証と取及び預託と受取ることとできる度

### 3. 實可的條件

4. 許可の更新又は変更の申請

平成21年4月26日

無空轉可及故更新許可

平成23年9月16日

1997

平成25年5月 不審者

## 参考文献

5. 諸國元帥皆由有無



市属

許可審議

6. 振動第8条の5第5項の事項に「(イ)許可証の提出の義務

12

備考 市長が交付する許可証については、複替え許可の有無の記載は不要とすること

許可番号 第 03301007362 号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号  
名 称 株式会社環境開発公社  
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 石井 正



許可の年月日 平成24年7月 9日

許可の有効年月日 平成29年6月19日

### 1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無 無

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、鉄さい、がれき類(これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上14種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当なし

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成 9年6月20日 新規許可

平成24年4月26日 更新許可

平成24年7月 9日 変更許可(種類の追加)

### 5. 積替え許可の有無 無

岡山市 無

倉敷市 無

【以下裏面に記載】

6. 規則第 10 条の 9 第 2 項の規定により準用する規則第 9 条の 2 第 5 項による許可証の提出の有無 有



許可番号 第03500007362号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号  
氏 名 株式会社環境開発公社  
代表取締役 小林友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 啓

許可の年月日

平成26年 4月13日

許可の有効年月日

平成31年 4月12日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)-陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、助植物性残渣、ゴムくず、飲食い、がれき類(これらは、石棉含有産業廃棄物であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上14種類

#### (2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

### 3. 許可の条件

#### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年5月7日 更新許可

#### 5. 積替え許可の有無

無

#### 6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有

### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号08104007362

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南郷六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開発公社

代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 平成28年 4月16日

許可の有効年月日 平成28年 4月15日

1. 事業の範囲

汚泥、廃油

以上2品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び石棉含有産業廃棄物であるものを除き、いずれも積替え保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年 4月12日 更新許可

5. 積替え許可の有無

鳥取県には政令市がないため記載事項なし。

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ☒ 無



許可番号 04000007362

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

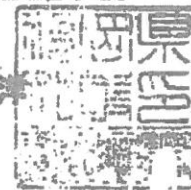
住 所 広島市南区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境研究公社  
代表取締役 小林 友則

優  
良

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小 川



許可の年月日 平成 26年 12月 22日

許可の有効年月日 平成 33年 12月 21日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（除く8品目については、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、がれき類（廃プラスチック類、紙くず、木くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）以上14品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行う（当該産業廃棄物の所在地及び面積並びに当該場所での積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上及び積替えに関する事項）

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年12月22日 更新許可

平成16年12月22日 更新許可

平成16年12月22日 変更許可（当該産業廃棄物の種類（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、燃え殻、汚泥、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、がれき類）の追加

平成21年12月22日 更新許可

平成26年12月22日 更新許可

以下余白

（以下裏面に記載）

(裏面)

5. 積替え許可の有無 有 ・ ☒ 無  
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名  
以下余白

許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 ☒ 有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の保健福祉環境事務所で行ってください。

許可番号 03900007362

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開発公社

代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

高知県知事 尾崎 正直



許可の年月日 平成25年4月10日

許可の有効年月日 平成30年2月11日

1. 事業の範囲

(1)事業の区分 収集・運搬(積替え又は保管を除く。)

(2)取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉄さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年2月12日 新規許可

平成15年2月12日 更新許可

平成20年2月12日 更新許可

平成25年2月12日 更新許可

平成25年4月10日 変更許可(燃え殻、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉄さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじんを追加)

5. 高知市内の積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

( 裏 面 )

(燃え殻、廃酸、廃アルカリ 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」、鉄さい、がれき類、ばいじん(上記産業廃棄物のうち、廃プリント配線板、鉛電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装を含み、廃ブラウン管、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上14種類の追加)

平成27年 9月30日(優 良 認 定)

平成27年 9月30日(更 新 許 可)

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・

許可番号 3807007362

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号  
氏 名 株式会社環境開発公社  
代表取締役 小林 友則  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

優  
良

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者である  
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優



許可の年月日  
許可の有効年月日

平成27年 9月30日  
平成34年 8月 7日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え及び保管行為を含まず。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたものを除く。)」及び陶磁器くず、飯さい、がれき類、ばいじん

(上記産業廃棄物のうち、廃プリント配線板、鉛電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装を含み、廃ブラウン管、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上18種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年 8月 8日(当初許可)

平成16年11月13日(代表者変更(旧:平原 道康))

平成17年 8月 8日(更新許可)

平成22年 8月 8日(更新許可)

平成27年 9月30日(変更許可)

(裏面に続く)

( 裏 面 )

(燃え殻、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類、ばいじん(上記産業廃棄物のうち、廃プリント配線板、鉛電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装を含み、廃ブラウン管、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上14種類の追加)

平成27年 9月30日(優良認定)

平成27年 9月30日(更新許可)

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・☒

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・☒

許可番号 第 03454007362 号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市南区南郷六丁目12番21号  
氏名 株式会社 環境開発公社  
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 平成26年9月23日  
許可の有効年月日 平成31年9月22日

### 1. 事業の範囲

#### 事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

#### 特別管理産業廃棄物の種類

- ・ 廃油（揮発油類、灯油類及び重油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
- ・ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、有機炭又はその化合物及びシアン化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、有機炭又はその化合物及びシアン化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 廃石膏等
- ・ 汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、有機炭又はその化合物及びシアン化合物を含むことにより有害なものに限る。） 以下全自

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

### 3. 許可の条件

#### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年3月29日 更新許可

#### 5. 積替え許可の有無

市名 ー

無

許可番号

#### 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



許可番号 第08550007362号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号  
氏 名 株式会社環境開発公社  
代表取締役 小林友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政

許可の年月日

平成28年 3月23日

許可の有効年月日

平成31年 3月22日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 特別管理産業廃棄物の種類

汚泥 (水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)  
廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)  
廃酸 (水素付濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)  
廃アルカリ (水素付濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)  
廃石棉等  
以上5種類

#### (2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

### 3 許可の条件

#### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年5月7日 更新許可

#### 5. 積替え許可の有無

無

#### 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 04050007362

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島市南区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開通公社  
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 小 川 洋

許可の年月日 平成 27年 2月 26日

許可の有効年月日 平成 32年 2月 25日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）  
高岡のとおり  
以下余白
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の特別管理産業廃棄物の種類、積替えのた  
なし  
並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う  
管上り高さ及び積み上げることができる高さ  
なし
3. 許可の条件  
なし
4. 許可の更新又は変更  
なし
5. 積替え許可の有無 有・☒無  
（積替え許可を有している場合において、市名及び許可番号を記載すること。）  
市名  
以下余白
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 ☒有・☐無

### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の保健福祉環境事務所で行ってください。

## 1. 事業の範囲

積替え、保管を含まない。

廃 油 (揮発油類、灯油類及び軽油類であるものに限る、特定有害廃棄物であるものを除く。)

廃 酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

燃 え 油 (カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

汚 泥 (水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上5品目 以下余白

許可番号 第04355007362号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号  
氏 名 株式会社環境開発公社  
代表取締役 小林 友則



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 平成28年3月2日

許可の有効年月日 平成34年12月27日

1. 事業の範囲

| 事業区分                         | 収 集 運 搬 業                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                              | (積替及び保管行為を含まない)                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 取り扱う<br>特別管理<br>産業廃棄<br>物の種類 | (1) 燃え殻（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。）<br>(2) 汚泥（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。）<br>(3) 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）<br>(4) 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。）<br>(5) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。）<br>(6) 廃石綿等 以下余白 |

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件
- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
  - (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

(裏面に続く)

(裏面)

- (1) 平成17年12月28日付けで新規許可  
 (2) 平成23年2月28日付けで更新許可  
 (3) 平成28年3月2日付けで更新許可、優良基準適合認定及び変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類として「燃え殻」、「汚泥」、「廃油」、「廃酸」及び「廃アルカリ」を追加。）

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

特定有害産業廃棄物の種類

| 有害物質                 | 燃え殻 | 汚泥 | 廃酸 | 廃アルカリ |
|----------------------|-----|----|----|-------|
| 水銀又はその化合物            | /   | ○  | ○  | ○     |
| カドミウム又はその化合物         | ○   | ○  | ○  | /     |
| 鉛又はその化合物             | ○   | ○  | ○  | ○     |
| 有機燐化合物               | /   | ○  | /  | /     |
| 六価クロム化合物             | ○   | ○  | ○  | ○     |
| 砒素又はその化合物            | ○   | ○  | ○  | ○     |
| シアン化合物               | /   | ○  | /  | ○     |
| ポリ塩化ビフェニル            | /   | /  | /  | /     |
| トリクロロエチレン            | /   | /  | /  | /     |
| テトラクロロエチレン           | /   | /  | /  | /     |
| ジクロロメタン              | /   | /  | /  | /     |
| 四塩化炭素                | /   | /  | /  | /     |
| 1, 2 - ジクロロエタン       | /   | /  | /  | /     |
| 1, 1 - ジクロロエチレン      | /   | /  | /  | /     |
| シス - 1, 2 - ジクロロエチレン | /   | /  | /  | /     |
| 1, 1, 1 - トリクロロエタン   | /   | /  | /  | /     |
| 1, 1, 2 - トリクロロエタン   | /   | /  | /  | /     |
| 1, 3 - ジクロロプロペン      | /   | /  | /  | /     |
| チウラム                 | /   | /  | /  | /     |
| シマジン                 | /   | /  | /  | /     |
| チオベンカルブ              | /   | /  | /  | /     |
| ベンゼン                 | /   | /  | /  | /     |
| セレン又はその化合物           | /   | /  | /  | /     |
| 1, 4 - ジオキサン         | /   | /  | /  | /     |
| ダイオキシン類              | /   | /  | /  | /     |

\* 表中の「○」は取り扱うことができるものを示す。

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号  
氏名 株式会社 環境開発公社  
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 平成 28 年 3 月 22 日  
許可の有効年月日 平成 33 年 3 月 21 日

## 1. 事業の範囲

## 事業の区分

中間処理（発酵，造粒固化）

## 産業廃棄物の種類

【発酵】汚泥（有機性汚泥に限る。）及び動植物性残さ（これらのうち判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

【造粒固化】汚泥（無機性汚泥に限る。）（判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## (1) 発酵施設

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路 1184 番地 昭和 61 年 12 月 17 日設置  
汚泥，動植物性残さ 50 t/日

## (2) 造粒固化施設

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路 1184 番地 平成 21 年 8 月 14 日設置  
汚泥 240 m<sup>3</sup>/日

## (3) 保管施設

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路 1184 番地 108 m<sup>2</sup> 汚泥（無機性汚泥に限る。）158 m<sup>3</sup> 2.75m

## (4) 造粒固化施設（移動式）

県内全域（広島市，呉市及び福山市の区域を除く）

（駐機場所 広島県広島市佐伯区五日市町石内笹原 460 番地 18 号） 平成 27 年 6 月 29 日設置  
汚泥 1200 m<sup>3</sup>/日

## 3. 許可の条件

移動式の造粒固化施設については，次のとおりとする。

- (1) 造粒固化施設の稼働は，汚泥の排出事業所内に限る。
- (2) 造粒固化施設からの汚水は，直接公共用水域に排出しないこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成 28 年 3 月 22 日 更新許可

## 5. 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 有

許可番号 第 07320007862 号

# 産業廃棄物処理業許可証

住 所 広島県広島市西区

氏 名 株式会社環境開発公社

代表取締役 小林 友則

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

優良

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年第117号）第14条第2項第1号に規定を受けた者であることを証する。

井 一 貴



許可の年月日 平成25年 8月11日

許可の有効期限 平成32年 8月10日

## 1. 事業の範囲

区 分

産業廃棄物

のとお

2. 事業の用に供する全ての施設  
別添検査済証のとお

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の

| 年月日         | 更新・変更の別 | 年月日        | 更新・変更の別    |
|-------------|---------|------------|------------|
| H16. 4. 1   | 変更許可    | H20. 8. 26 | 変更許可       |
| H17. 11. 25 | 変更許可    | H25. 10. 2 | 更新許可（優良認定） |
| H20. 8. 11  | 更新許可    | H27. 8. 21 | 変更許可       |

5. 規則第10条の4第5項の規定による提出の

6. 備考

1. 事業の範囲

| 区分                        | 事業の範囲                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中間処理<br>(天日乾燥)<br>この欄以下余白 | 汚泥 (特別管理産業廃棄物に該当しないものを含む。)<br>(特別管理産業廃棄物に該当するものを含む。)。この欄以下余白                                                                                                                                                       |
| 中間処理<br>(焼却)<br>この欄以下余白   | 汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。)<br>廃油<br>(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白                                                                                                                                                |
| 中間処理<br>(油水分離)<br>この欄以下余白 | 廃油<br>(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白                                                                                                                                                                                 |
| 中間処理<br>(選別)<br>この欄以下余白   | 燃え殻 (判定基準に適合しないものを含まない。)<br>汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。)<br>(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白                                                                                                                          |
| 中間処理<br>(その他)<br>この欄以下余白  | 金属くず<br>ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず<br>ばいじん (燃え殻及び汚泥が混入されたものに限る。判定基準に適合しないものを含まない。)<br>(これらのうち自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の破砕物、鉛酸の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石膏含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白 |
| 中間処理<br>(その他)<br>この欄以下余白  | 汚泥 (無機性汚泥に限る。判定基準に適合しないものを含まない。)<br>(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白                                                                                                                                             |

複写

複写

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社 環境開発公社  
代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

呉市長 小村 和 年



許可の年月日 平成 27 年 9 月 16 日

許可の有効年月日 平成 32 年 9 月 15 日

## 1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（造粒固化）

産業廃棄物の種類

・汚泥（無機性のものに限り、判定基準に適合しないものを除く。）

・鉱さい

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

造粒固化施設（移動式）

(1) ・設置場所 呉市内（駐機場：広島県広島市佐伯区五日市町石内産原460-18）

・設置年月日

・処理能力 1200 m<sup>3</sup>/日（8時間）

・許可年月日

## 3. 許可の条件

(1) 処分を行う場所で、施設の設置にあたり関係法令に基づき許可若しくは届出が必要

な場合は、必要な手続きを行い、施設の移動はそれらが完了した後に行うこと。

(2) 処分を行う場所へ施設を移動する10日前までに、処分を行う場所での設置状況、

維持管理状況及び環境保全措置方式を記載した関係書類を添えて提出すること。

以下余白

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年 9 月 16 日

新規許可 以下余白

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無